

市政を支える 大切な財源

市・県民税の仕組み

市では、市民生活に直接結びついた幅広い仕事を行っています。市税は、このような経費を賄ううえで最も大きな割合を占める大切な財源です。

そこで、市税に対する理解を深めていただくため、個人の市・県民税(住民税)の仕組みについてお知らせします。

市・県民税の仕組み

個人の市・県民税は、「均等割」と「所得割」から構成されています。
均等割 一定以上の所得の方が均等に納めるもので、年間で市民税3,500円、県民税1,500円です。
所得割 個人の所得や所得控除額によって決定します。

課税される方

- 平成26年1月1日(賦課期日)現在、市内に住所のある方は、収入や所得控除の状況に応じて、均等割と所得割が課税されます。
- 賦課期日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷のある方で、事務所などのある区内に住所のない方は、事務所などのある区で均等割が課税されます。
- 課税額は市から送付する納税通知書でお知らせします。

課税されない方

均等割・所得割とも課税されない方

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
- 前年の合計所得金額が、次の計算式で求めた金額以下の方

$$35万円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{控除対象扶養親族数} + 16\text{歳未満の扶養親族数} + 1) + 21万円$$

所得割が課税されない方

前年の総所得金額等が、次の計算式で求めた金額以下の方

$$35万円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{控除対象扶養親族数} + 16\text{歳未満の扶養親族数} + 1) + 32万円$$

* 計算式中の「21万円」と「32万円」は、控除対象配偶者、控除対象扶養親族および16歳未満の扶養親族を有する場合に加算します。

納税方法

給与や公的年金収入の方

- サラリーマンなどの給与所得者の方は、6月から翌年5月までの12回に分けて給与天引きで納めていただきます。
- 収入が公的年金のみの方で、一定条件を満たす方は、6回に分けて公的年金からの天引きにより納めていただきます。

自営業の方など

市税事務所から送付される市民税・県民税納付書で年4回に分けて納めていただきます。
 * 納税額が均等割のみの方は、1回払いとなります。

災害や生活困窮などの事情により、市・県民税の納税が困難な場合は、納期限の延長や減免を受けられる場合があります。
 詳しくは、市税事務所市民税課【上記】へお問い合わせください。

納税通知書の発送

平成26年度市民税・県民税納税通知書と納付書は、6月10日(火)に発送します。

課税証明書の交付開始日

平成26年度分の課税証明書は、6月10日(火)から市税事務所市民税課、市税出張所および市民センターで発行します。

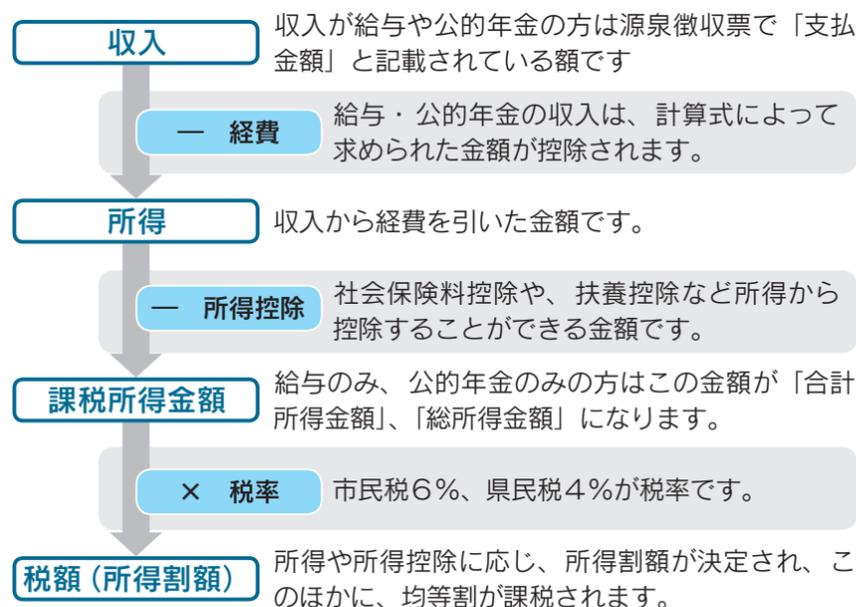
なお、全額給与特別徴収(給与天引き)の方については、5月13日から発行しています。

詳しくは、市税事務所市民税課管理班【上記】へお問い合わせください。

問い合わせ

- 東部市税事務所市民税課(中央区、若葉区、緑区)
 個人市民税班 ☎233-8140 ㊟233-8354 管理班 ☎233-8137
- 西部市税事務所市民税課(花見川区、稲毛区、美浜区)
 個人市民税班 ☎270-3140 ㊟270-3227 管理班 ☎270-3137
- 課税管理課 ☎245-5120 ㊟245-5540

【参考】収入が給与や公的年金のみの方の税額決定までのイメージ



税額決定までのイメージ【上記】や、課税されない方【左記】の判定などに使用される合計所得金額、総所得金額、総所得金額等については、それぞれ以下のとおりです。

合計所得金額

課税の対象となる所得は、10種類あり(利子・配当・不動産・事業・給与・雑・一時・譲渡・山林・退職)、これらの所得の合計額です。

10種類の所得には、一部の配当所得・雑所得・譲渡所得・退職所得および山林所得のような他の所得とは切り離して課税する「分離課税所得」を含みます。

総所得金額

分離課税所得を含まないで計算した所得の合計額から、税額の計算上控除することができる前年以前3年分の損失(損失の繰り越し控除)を控除した額です。

総所得金額等

合計所得金額から、損失の繰り越し控除を行った額です。

市・県民税の主な改正点

均等割の引上げ

東日本大震災からの復興に関し、全国の地方公共団体で緊急に実施する防災・減災事業について、その財源を自主的に確保できるよう、地方税の臨時特例に関する法律が制定されたのを受け、平成26年度から平成35年度までの10年間引き上げることとしました。

千葉市では、緊急性・優先度の高い小中学校校舎耐震補強事業などのための財源として活用します。

災害に強いまちづくりを行うため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

区分	市民税	県民税	合計(年額)
平成25年度まで	3,000円	1,000円	4,000円
平成26年度から	3,500円	1,500円	5,000円

皆さんから多く寄せられる質問にお答えします

Q1 平成26年1月21日にA市からB市へ引っ越しました。平成26年度の市・県民税はどちらの市へ納めるのでしょうか?

A1 平成26年1月1日時点で住所があるA市に納めることになります。

Q2 私は主婦で、収入はパート収入だけです。私のパート収入がいくらまでであれば、市・県民税や所得税が課税されないのでしょうか?

A2 市・県民税は、パートの年間収入が100万円以下であれば、課税されません。また、所得税が課税されないのは、103万円以下の場合です。

Q3 平成25年中に退職し、退職時に一括して市・県民税を納めました。ところが、平成26年度も納税通知書が送られてくるそうです。どうしてでしょうか?

A3 退職時に一括して支払った市・県民税は、本来、毎月の給与から天引きされるはずだった平成25年度の残額です。平成25年1月から退職時までの給与所得などに対する市・県民税は翌年に課税されますので、平成26年度分の納税通知書が送られます。